

令和2年8月3日

平塚市監査委員 高梨 秀美
 同 井澤 郁人
 同 黒部 栄三
 同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
 市民病院 経営企画課、病院総務課、医事課
- 2 監査実施日
 令和2年4月23日
- 3 監査結果の公表日
 令和2年5月22日（平塚市監査委員公表第4号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|--|
| <p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 委託等の契約事務において、発注者（病院事業管理者）保管の契約書に関する発注者印漏れや契約年月日の記入漏れを確認し、随意契約の適用条項誤りも散見された。</p> <p>また、賃貸借契約においては、不要な契約分割が見受けられた。</p> <p>さらに、有形固定資産の取得・管理・処分にかかる保育所借上料では、所有権移転ファイナンスリースとして会計処理をすべきところ、リース資産にかかる会計処理に誤りがあった。</p> <p>地方公営企業法施行令、平塚市病院事業契約規程等に則り、事務処理の方法を再度確認するとともに、着実なチェック体制を構築し、今後の事務の執</p> | <p>（1） 契約書の印漏れ及び契約年月日の記入漏れについては、契約書の取り交しが終了した時点で、担当者による再確認と同時に、担当長によるチェックを追加します。また、随意契約適用条項誤りについては、担当者による再確認の徹底と、決裁時に課長及び担当長によるチェックを強化します。</p> <p>賃貸借における契約分割については、令和2年度から見直しを図り、入札を実施し契約を締結しました。今後も平塚市病院事業契約規程に則り適正な契約を行うよう努めます。</p> <p>ファイナンスリースにおける会計処理の誤りについて、令和元年度決算にて修正いたしました。契約内容を正</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>行に当たり適正な措置を講じられた い。</p> | <p>確に確認し、適正な会計処理を行うよ う努めます。</p> <p>今後も地方公営企業法施行令、平塚 市病院事業契約規程に則り適正なる 事務の執行に取り組んでいきます。</p> |
|--------------------------------|---|

以 上